

役務一第4号様式 契約書

印 紙
貼 付

契 約 書

役務の名称 埋蔵文化財試掘調査に伴う測量記録等業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
(以下「受託者」という。)は、
次のとおり契約を締結する。

1 契約単価

測量記録工	(1日あたり) 金	円
（うち消費税及び地方消費税の額		円)
人力掘削工	(1人あたり) 金	円
（うち消費税及び地方消費税の額		円)
2 履行期間	令和5年(2023年) 4月24日から	
	令和5年(2023年) 12月 8日まで	
3 契約保証金	「免除」又は「金	円」
4 その他の事項	別紙条項のとおり	

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和4年8月10日施行）

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、各工種の契約単価に予定数量を乗じて得た金額の総額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和4年8月10日施行）

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、月ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約単価にその月の各業務量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）にお

役務一第6号様式 役務契約約款（令和4年8月10日施行）

いて定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、各工種の契約単価に予定数量を乗じて得た金額の総額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和4年8月10日施行）

- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかつたとき。
- チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和4年8月10日施行）

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、各工種の契約単価に予定数量を乗じて得た金額の総額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託

役務一第6号様式 役務契約約款（令和4年8月10日施行）

者へ明け渡さなければならない。

- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

仕様書

1 業務名

埋蔵文化財試掘調査に伴う測量記録等業務

2 業務場所

指示書により指示する地区（10カ所程度を予定）

3 業務期間

自：令和5年(2023年) 4月24日

至：令和5年(2023年) 12月 8日

4 業務量

指示書により指示する業務量

（工種毎の予定数量は別紙「仕様詳細」のとおり）

5 本市係員

- (1) 本業務実施場所における埋蔵文化財調査を担当する文化財調査員を本市係員とする。
- (2) 本市係員は、本業務の履行について確認を行い、調査の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

6 現場代理人

- (1) 現場代理人は、測量作業に従事する測量技師補が兼ねるものとする。
- (2) 現場代理人は、埋蔵文化財調査に精通しているものとする。
- (3) 現場代理人は、本市係員から受けた連絡・注意事項を速やかに掘削作業員等へ伝えること。

7 掘削作業員

- (1) 掘削作業員の構成については、事前に本市係員と打合せを行い、承諾を得なければならないものとする。
- (2) 受託者は、掘削作業員に対して、埋蔵文化財調査の特殊性や重要性を十分認識させ、業務に際しては、万全の注意を払わなければならない。
- (3) 掘削作業員は、現場代理人の指示のもと、人力掘削工に関する一切の作業を行うものとする。
- (4) 現場代理人は、掘削作業員に就業開始前における体操を義務づけ、作業に伴うケガの発生を未然に防ぐよう務めるものとする。

8 業務体制

- (1) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、委託者からの指示書に基づき、現場代理人及び掘削作業員を速やかに業務実施場所に配置すること。
- 本市係員 — 現場代理人 — 掘削作業員
- (2) 現場代理人は、当該業務の専任者でなければならず、指示書で指示する作業日において業務実施場所に常駐することを原則とする。
- (3) 受託者は、やむを得ぬ理由で現場代理人を変更する場合には、書面にて届け出を行い、承諾を得なければならないものとする。
- (4) 受託者は、やむを得ぬ理由で掘削作業員を交替する必要が生じた場合には、書面にて届け出を行い、承諾を得なければならないものとする。

9 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に必要な下記の書類を提出し、承諾を得なければならない。

なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、承諾を得ることとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書
- (3) 現場代理人経歴書（健康保険証の写し及び資格証明書の写しを添付）
- (4) 業務体制表

10 作業日

業務期間内で指示書により指示する日

11 作業時間

9時00分～16時30分

12 業務内容

- (1) 測量記録工
 - ア 試掘坑の位置出し
 - イ トータルステーションによる試掘坑の形状・位置記録（標高記録含む）
 - ウ トータルステーションによる試掘坑の土層断面記録（標高記録含む）
 - エ トータルステーションによる遺構・遺物の形状・位置記録（標高記録含む）
 - オ デジタルカメラによる事業地近景、試掘坑掘削状況、試掘坑土層断面、遺構・遺物の検出状況等の撮影・記録
 - カ 記録データの処理

(2) 人力掘削工

- ア 試掘坑の人力掘削作業
- イ 遺構・遺物の検出・精査作業

1 3 使用機材等

- (1) トータルステーションは、国土地理院認定の3級以上の機材とする。
- (2) オートレベルは、国土地理院認定の3級以上の機材とする。
- (3) デジタルカメラは、有効画素数1000万画素以上の機材とする。

1 4 業務日誌及び業務報告

- (1) 現場代理人は、当該日の業務が終了した後に業務日誌を作成し、翌開庁日に本市係員の確認を受けること。
- (2) 業務日誌には、業務内容、作業従事者の数、使用機材の数、その他必要と認められる事項を記載すること。
- (3) 業務日誌には、測量図面の概要、写真記録一覧を紙媒体とし、測量記録を紙媒体、デジタルデータとして添付すること。
- (4) 測量図面、写真記録のデジタルデータ、水準測量手簿は、指示書により指示した業務の終了から5日以内に本市係員へ提出すること。
- (5) 月ごとに、当該月分の業務日誌、掘削作業員の出勤を確認できる稼動確認簿の写し、当該月分の業務実績を指示書ごとに記載した業務実績内訳を添付した終了届を遅滞なく提出すること。

1 5 安全対策等

- (1) 業務の履行に際しては、別紙共通仕様書の安全管理並びに法令の遵守に係る定めを参考に、従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努めなければならない。
- (2) 本業務実施中に既存施設等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において復旧すること。

1 6 その他

- (1) 業務の指示は、業務場所、業務日、業務内容を示した指示書により行う。
- (2) 測量作業は、任意座標を基本として、国家基準点や公共基準点を用いるか、それらを用いた近隣の標高成果をもとに記録すること。
- (3) 水準測量は、簡易水準測量以上の精度を求めるものとし、閉合誤差が許容範囲を超える場合は再測すること。
- (4) 測量記録のデータ項目については、本市係員の指示に従うこと。データは、紙媒体及びC S V形式に変換したデジタルデータを記録メディア（D V D – R・C D – R）で納品すること。
- (5) 測量図面の内容・種類については、本市係員の指示に従うこと。図面は、紙

媒体及びD X F形式に変換したデジタルデータを記録メディア（DVD-R・CD-R）で納品すること。

- (6) 写真記録は、紙媒体及びデジタルデータを記録メディア（DVD-R・CD-R）で納品すること。
- (7) 測量記録工に必要な機材・消耗品等はすべて受託者が用意すること。
- (8) 取り上げた遺物は、密閉式のビニール袋に収納し、ビニール袋には、遺跡名、出土試掘坑名、層位、遺物番号、日付等を、黒マジックで記載すること。なお、記載内容については、事前に本市係員と打合せを行うこと。
- (9) 遺物取り上げに要する道具（ビニール袋、はし、竹串等）はすべて受託者が用意すること。
- (10) 本市係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。

仕様詳細

工種／種別／細別	単位	数量	摘要
測量記録工	日	20	測量技師補1人/日（予定）
人力掘削工	人	80	掘削作業員4人/日（予定）

札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財測量記録等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

測量記録等：トータルステーション、カメラによる各種範囲、位置、土層断面等の測量記録、写真記録と、遺構調査等を含む人力掘削のすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

業務仕様

1 安全管理

- (1) 受託者は、交通・自然災害、防犯等に関する緊急時の連絡体制を、係員と協議のうえ整備すること。
- (2) バックホウの作業半径内における各種作業は、原則として禁止する。
- (3) 部分的に深い掘削を行う場合は、壁面の崩落等の危険性を常に意識し、開口部への進入や排土等の滑落、従事者の配置等に留意すること。
- (4) 現場代理人は、測量記録や人力掘削に用いる道具等の安全かつ的確な使用方法の周知、整理・整頓を心掛け、安全かつ快適な現場環境の保持に努めること。
- (5) 掘削作業員の安全管理や体調管理は、現場代理人が配慮すること。
- (6) 従事者及び観測機器・車輌等が、第三者やその車輌等の往来を妨げないよう配慮すること。
- (7) 業務の実施に際し、従事者及び第三者の安全を確保する必要が認められる場合は、交通誘導警備員やバリケード等の保安施設を配置しなければならない。

2 測量記録業務

- (1) 測量作業は、国家基準点や公共基準点を用いて行うこととし、調査区方眼の設定方法については、係員の指示に従うこと。
- (2) 測量記録については、係員の指示により、各種範囲、位置、土層断面等について、トータルステーションを使用して測量し、三次元データとして記録すること。
- (3) 写真記録については、係員の指示により、事業地や調査の状況、各種検出状況、土層断面等について、係員が指示した状態、範囲で写真撮影するものとする。
- (4) 遺物の出土状況を撮影する場合は、遺物に付着した土を除去し、遺物の特徴を明瞭に記録できる状態にする必要があるが、みだりに遺物を取り上げることがないようにしなければならない。
- (5) 測量機材については、その故障等で作業が中断することのないよう留意すること。
- (6) 測量成果は、指定された形式に変換の上、指定された媒体で納品すること。
- (7) 写真記録は、指定された媒体で納品すること。
- (8) 業務で得た記録類は全て本市の所有とすること。

3 掘削業務

- (1) 掘削作業員は、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 人力掘削は、係員の指示した深さ、土層まで、土質や土色の変化に注意しながら、排土中に遺物が含まれることがないよう、慎重に作業すること。
- (3) 遺構・遺物が発見された場合は、速やかに係員に報告すること。
- (4) 遺構・遺物が発見された場合は、係員の指示に従い、慎重に検出・精査すること。

4 法令の遵守

- (1) 業務の実施に際しては、「文化財保護法」、「測量法」等の関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に際しては、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、安全管理及び衛生管理に努めること。
- (3) 作業員の雇用に際しては、「労働基準法」、「雇用保険法」、「労働災害補償保険法」等の関係法令を遵守すること。
- (4) 業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

5 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。

札文財第 号
令和5年(2023年)月 日

様

札幌市長

指 示 書

業務名 埋蔵文化財試掘調査に伴う測量記録等業務

令和5年(2023年)月日付契約締結の上記業務について、次のとおり業務の施工を指示します。なお、本書受領後、業務開始までに承諾書を1部提出してください。

調査担当者	文化財調査員	
業務内容	埋蔵文化財試掘調査に伴う測量記録等業務(整理番号)	
施工地区住所		
施工対象面積	約 m ²	
施工期間	令和5年(2023年)月日～日	
施工内容及び数量等の予定	測量記録工	日
	人力掘削工	人
その他	上記期間中に、天候等の理由による施工中止日が生じた場合は、月日に順延する。	

注1 天候等により業務を変更することがあるので、調査担当者との連絡を密にすること。

2 数量については予定量であり、現場の状況により増減が生じる場合がある。